第五十条

(1)　各締約国は、法的義務及び規則に従い、並びに国家安全保障上の直接の利益に妥当な考慮を払った上で、ＧＣＡＰにおいて又はＧＣＡＰを通じて生み出された品目及び情報を非締約国に輸出し、又は移転するといういずれか一の締約国の意図を可能な限り支援する。

(2)　締約国は、いずれか一の締約国が非締約国に対する輸出の可能性について懸念を有する場合には、それぞれの評価を交換し、及び適当な解決を見いだすため、不当に遅滞することなく高いレベルの協議を開始する。

第五十一条

(1)　締約国は、ＧＣＡＰのための装備及びこれを構成する装備並びにＧＣＡＰのための技術の非締約国への輸出を円滑にするための共通の仕組みを創設し、及び維持する。当該仕組みについては、締約国の関係当局間の別途の取決めで定める。

(2)　実施機関は、運営委員会による監督及び管理の下に、締約国の法令の認める範囲内で、(1)に規定する仕組みを運営する。

(3)　(1)に規定する仕組みについては、この条約、適用のある国際協定並びに武器管理制度に関する約束を含む締約国のその他の法的義務及び規則を反映するものとする。

第九章　情報の保全

第五十二条

(1)　運営委員会は、各締約国を代表する情報の保全に関する専門家によって構成される情報の保全の管理に関する小委員会を設置する。同小委員会は、情報の保全に関する政策について運営委員会に助言を与える。同小委員会の運営のための詳細な仕組みについては、締約国の関係当局間の別途の取決めで定める。

(2)　運営委員会は、次条に規定する別途の取決めで定める情報の保全に関する政策であって、情報の保全に関する全ての分野（サイバー分野に関する強靱(じん)性を含む。）において秘密情報を共通の程度で保護することを確保するものを維持する。

(3)　この条約の適用上、「秘密情報」とは、その許可されていない開示によって締約国又はＧＩＧＯの利益が害されるおそれのある情報、文書又は資材（ＧＩＧＯにおいて生じたもの、締約国から受領したもの又は締約国間で交換されたもののいずれであるかを問わない。）であって、秘密指定によって指定されたものをいう。

第五十三条

締約国及びＧＩＧＯは、締約国の関係当局間の別途の取決めで定める規定に従って秘密情報を保護する。当該規定は、秘密情報の保護について締約国間で効力を有する情報の保全に関する二国間協定の適用を妨げるものではない。

第十章　責任及び請求

第五十四条

ＧＩＧＯの活動から生ずる国際的責任（実施機関の職員並びに運営委員会及び小委員会の構成員がその任務を遂行するに当たっての作為又は不作為によるものを含む。）は、ＧＩＧＯ自体に完全に帰するものとし、いずれの締約国も当該責任を負うものではない。

第五十五条

ＧＩＧＯは、次の損失又は損害につき締約国に対して責任を負う。

(a)　締約国が所有し、保有し、又は保管する財産に対する損失又は損害であって、実施機関の職員並びに運営委員会及び小委員会の構成員による任務の遂行に当たり又はこれに関連して悪意又は過失によって引き起こされるもの

(b)　第三者の財産に対する損失若しくは損害又は身体の傷害につき当該第三者に補償しなければならないことにより締約国が被る損失であって、実施機関の職員並びに運営委員会及び小委員会の構成員による任務の遂行に当たり又はこれに関連して悪意又は過失によって引き起こされるもの

(c)　前条に規定する国際的責任が生ずる場合の損失

第五十六条

前条の場合において、ＧＩＧＯ及び影響を受けた締約国は、損失又は損害を補塡するための相互に受け入れることができる解決に達するため、誠実に討議を行う。

第十一章　紛争の解決

第五十七条

この条約の解釈又は適用に関する締約国間又はＧＩＧＯと締約国との間の紛争は、協議によって解決する。

第五十八条

(1)　ＧＣＡＰを実施するためにＧＩＧＯが締結した契約から生ずる紛争であって、当該契約に定める紛争解決条項によって解決することができないものは、運営委員会が設置する調停に関する小委員会に付託する。同小委員会の適当な手続及び構成については、締約国の関係当局間の別途の取決めで定める。

(2)　ＧＩＧＯが産業界と締結する契約は、可能な場合には、(1)の規定に基づく調停について規定し、及び仲裁条項を含めるものとする。

第五十九条

雇用契約又は労働条件に関する実施機関とその人員との間の紛争は、実施機関が定める職員規則その他の内部規則に従って解決する。この点に関し、雇用契約は、締約国の最良の慣行を反映した労働者の権利の保護を確保するものとする。

第六十条

運営委員会は、損害又は傷害がＧＩＧＯ、実施機関の職員又は運営委員会若しくは小委員会の構成員によって引き起こされたと第三者が主張し、かつ、免除が放棄されない場合には、その主張に対処するため、及び当該主張が正当と認められるときはこれを解決するために全ての適当な措置をとる。

第十二章　最終規定

第六十一条

この条約は、適用のある国際法並びに締約国が関連する地域的及び小地域的機関の構成国であることから生ずる義務に従って実施する。

第六十二条

(1)　いずれの締約国も、書面により、かつ、予告期間を付して、この条約の見直しを行うこと及びこの条約を改正することをいつでも求めることができる。全ての締約国は、運営委員会を通じ、改正案について協議し、全会一致の合意がある場合にのみこれを採択する。

(2)　改正は、全ての締約国によって批准され、又は受諾されなければならない。改正は、締約国間で別段の合意がある場合を除くほか、寄託者が全ての締約国から批准又は受諾の通告を受領した後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。寄託者は、全ての締約国に対し、改正の効力発生の日を通報する。

(3)　この条約には、留保を付することができない。

(4)　この条約は、全ての締約国によって批准され、又は受諾されなければならない。この条約は、締約国からの最後の批准書又は受諾書が寄託された日の翌日に効力を生ずる。

第六十三条

(1)　この条約が効力を生じた後に締約国となることを希望する非締約国は、第八章に定める規定に従い、締約国によりこの条約に加入するよう招請されることができる。

(2)　前条(2)の規定に従って改正されたこの条約は、新たな締約国について、その加入書が寄託された日の翌日に効力を生ずる。